

葉山町と逗子市との生ごみ資源化処理施設の整備運営に関する事務委託に関する申合せ  
事項

葉山町と逗子市は、令和5年11月29日に締結した「葉山町と逗子市との生ごみ資源化処理施設の整備運営に関する事務委託に関する協定書」の別表及び備考7に係る資本費について、算出方法を変更する場合の基準を申合せ事項として定めたので、この申合せ事項の成立を証するため、本書2通を作成し、葉山町長及び逗子市長記名押印のうえ、各自1通を保有する。

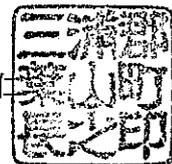
・申合せ事項

収集可燃ごみ、収集生ごみの組成分析等から算出した逗子市の生ごみ分別率70%を基準値として資本費を人口割から搬入量割に変更する。

令和5年11月29日

三浦郡葉山町堀内 2135 番地

葉山町長 山梨 崇仁



逗子市逗子五丁目 2 番 16 号

逗子市長 桐ヶ谷 寛

